

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>長良川流域観光推進協議会（以下「協議会」という）は、岐阜県、流域4市（岐阜市・関市・美濃市・郡上市）の自治体及び観光協会を構成員とし、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会規約第16条の規定に基づく専門部会（観光部会）に位置付けられている。協議会では、長良川上・中流域の魅力的な地域資源を観光資源として活用し、当該流域を周遊・滞在する観光地づくりを観光事業者・地域連携 DMO と連携して推進しており、その経費を協議会規約第11条第1項により、負担金として拠出する。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>協議会は、平成27年12月に世界農業遺産「清流長良川の鮎」が認定されたことを契機に設立された。4市が連携して広域的な観光エリアとして周遊滞在観光地づくりを進めていくことを目的に、流域の自然・文化を活用した体験コンテンツの造成、広域プロモーション等を実施している唯一の組織である。</p>